

【議事事項】 書面開催について

改正新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づく緊急事態宣言の発出を受け、協議会構成員の一堂に会しての会議開催が困難であることから、協議会規約第6条第6項により、協議会構成員に書面開催の同意を求めます。